

衆議院 第一百五十四回国会 総務委員会 議録 第十一号

平成十四年四月九日(火曜日) 午前十一時三十分開議

出席委員

- 委員長 平林 鴻三君
- 理事 荒井 広幸君
- 理事 川崎 二郎君
- 理事 安住 淳君
- 理事 榎屋 敬悟君
- 理事 赤城 徳彦君
- 理事 伊藤信太郎君
- 理事 左藤 章君
- 理事 新藤 義孝君
- 理事 谷 洋一君
- 理事 野中 広務君
- 理事 吉田六左門君
- 理事 荒井 聰君
- 理事 玄葉光一郎君
- 理事 田並 胤明君
- 理事 手塚 仁雄君
- 理事 松崎 公昭君
- 理事 山名 靖英君
- 理事 春名 真章君
- 理事 重野 安正君
- 理事 三村 申吾君

補欠委員

- 補欠委員 稲葉 大和君
- 補欠委員 八代 英太君
- 補欠委員 後藤 斎君
- 補欠委員 黄川田 徹君
- 補欠委員 浅野 勝人君
- 補欠委員 大野 松茂君
- 補欠委員 佐藤 勉君
- 補欠委員 滝 実君
- 補欠委員 谷本 龍哉君
- 補欠委員 増原 義剛君
- 補欠委員 吉野 正芳君
- 補欠委員 伊藤 忠治君
- 補欠委員 島 聡君
- 補欠委員 武正 公一君
- 補欠委員 中村 哲治君
- 補欠委員 遠藤 和良君
- 補欠委員 石原健太郎君
- 補欠委員 矢島 恒夫君
- 補欠委員 横光 克彦君

参議院総務委員長

- 参議院総務委員長 田村 公平君
- 総務大臣 片山虎之助君
- 総務大臣政務官 滝 実君
- 総務委員会専門員 大久保 眺君

委員の異動

- 四月九日 河野 太郎君 補欠選任 増原 義剛君
- 松沢 成文君 手塚 仁雄君

第一類第二号 総務委員会議録第十一号 平成十四年四月九日

同日 穀田 恵二君 春名 真章君

同日 増原 義剛君 河野 太郎君

同日 手塚 仁雄君 松沢 成文君

同日 補欠選任 松沢 成文君

同日 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

同日 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

同日 商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案(玄葉光一郎君外二名提出、第五百五十三回国会衆法第二二号)

同日 国家公務員の残業改善に関する請願(春名真章君紹介)(第一三五二号)

同日 同(矢島恒夫君紹介)(第一三五二号)

同日 法人事業税の外形標準課税導入反対に関する請願(木島日出夫君紹介)(第一三五三三号)

同日 四月八日

同日 字幕付きテレビ番組の普及に関する意見書(石川県野々市町議会)(第三四五二号)

同日 地方交付税の拡充に関する意見書(北海道静内町議会)(第三四五二号)

同日 地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(北海道芦別市議会)(第三四五三三号)

同日 郵便局の民営化反対に関する意見書(熊本県荒尾市議会)(第三四五四四号)

郵政事業の民営化反対に関する意見書(熊本県御所浦町議会)(第三四五五号)

同日 郵政公社の制度設計(郵政公社化法案)に関する意見書(熊本県有明町議会)(第三四五六号)

同日 本委員会に参考送付された。

同日 本日の会議に付した案件

同日 商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案(玄葉光一郎君外二名提出、第五百五十三回国会衆法第二二号)の撤回許可に関する件

同日 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案(参議院提出、参法第一〇号)

同日 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

同日 〇平林委員長 これより会議を開きます。

同日 この際、お諮りいたします。

同日 第五百五十三回国会、玄葉光一郎君外二名提出、商業広告に係る電子メール通信の適正化に関する法律案につきまして、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

同日 「異議なし」と呼ぶ者あり

同日 〇平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

同日 〇平林委員長 参議院提出、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案を議題といたします。

同日 これより趣旨の説明を聴取いたします。参議院総務委員長長田村公平君。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇田村(公)参議院議員 ただいま議題となりまして特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

最近、我が国では、携帯電話やパソコンからのインターネット接続が急速に進み、日常生活や社会経済活動等において必要不可欠なものとなってきております。特に、携帯電話からのインターネット利用者は、平成十四年一月末現在、四十九百五十万人と、前年同期と比較すると二十万人以上の増加となっております。しかしながら、利用者が増加する一方で、受信者の求めや同意がないのに広告または宣伝を目的とした電子メールが一時に多数の携帯電話利用者等に対して一方的、無差別に送りつけられる、いわゆる迷惑メールが社会問題として大きく取り上げられております。

社会問題化しております事例といたしましては、利用者にとって不要な電子メールのために受信料を負担させられること等種々の問題が指摘されておりますが、本当に必要な受信メールが見つけられない、あるいは削除されてしまうといった利用者の通信に係る正当な利益が侵害される状況にあります。また、実在しないあて先のものも含む多数の迷惑メールが送信されることに伴う、ネットワークのふくそう、電子メール全体の配信遅延の問題が生じており、電子メールの利用についての良好な環境の確保という観点から看過し得ない問題となっております。

こうしたことから、迷惑メールの受信者及び電気通信事業者に生じさせている問題を解決し、電子メールの利用について良好な環境の整備を図

り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的に、特定電子メールに関する送信の適正化の措置等を講ずる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、特定電子メールの定義をあらかじめその送信することに同意する旨を送信者に対し通知した者等一定の者以外の個人に対し、送信者が自己または他人の営業につき広告または宣伝を行うための手段として送信をする電子メールとする旨の規定を設けております。

第二に、特定電子メールの送信者に対し、送信に当たっては、特定電子メールである旨、当該送信者の氏名または名称及び住所、その送信に用いた電子メールアドレス、当該送信者の受信用の電子メールアドレス等の表示を義務づけることとしております。

第三に、送信拒否をした者に対して、以後送信者が特定電子メールを送信することを禁止することとしております。

第四に、自己または他人の営業につき広告または宣伝を行うための手段として、送信者がプログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスにあてた電子メールの送信をすることを禁止することとしております。

第五に、総務大臣は、表示の義務、拒否者に対する送信の禁止または架空電子メールアドレスによる送信の禁止を遵守しない送信者に対し、是正のための命令をすることができることとし、命令に違反した者に対する罰金刑その他所要の罰則を設けることとしております。

第六に、第一種電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスにあてた電子メールの送信がされ、電気通信業務の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、その送信をした者が送信した電子メールにつき、電気通信業務の提供を拒むことができることとしてお

ります。その他、受信者による総務大臣に対する申し出の制度、電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発導入、電気通信事業者の団体に対する指導及び助言等といった規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○平林委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案について採決いたします。

○平林委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○平林委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平林委員長 内閣提出、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、共済給付金の給付水準の適正化等の措置を講ずることにより、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、退職年金の年額の算定基礎を退職前一年間の標準報酬年額から退職前二年間の平均標準報酬年額に改めることとしております。

第二に、年金算定基礎率をこれまでの八割に引き下げ百五十分の四十にするとともに、加算率についても百五十分の〇・八とすることとしております。

第三に、他の公的年金制度との重複期間に係る退職年金の年額の控除率を百分の二十五から百分の四十に引き上げることとしております。

第四に、退職一時金の給付率をこれまでの八割に引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の百分の五十六から百分の七十二にすることとしております。

以上のほか、必要な経過措置等を定めることとしております。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十一日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午前十一時三十八分散会

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子メール 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器（入出力装置を含む。次条において同じ。）の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）であつて、総務省令で定める通信方式を用いるものをいう。

二 特定電子メール 次に掲げる者以外の個人（事業のために電子メールの受信をする場合における個人を除く。）に対し、電子メールの送信をする者（営利を目的とする団体及び営業を営む場合における個人に限る。以下「送信者」という。）が自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メールをいう。

三 あらかじめ、その送信をするように求めらるる旨又は送信することに同意する旨をそ

の送信者に対し通知した者(当該通知の後、その送信をしないように求める旨を当該送信者に対し通知した者を除く。)

その広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者

ハ その他政令で定める者

三 電子メールアドレス 電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。

(表示義務)

第三条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次の事項が正しく表示されるようにしなければならない。

一 特定電子メールである旨

二 当該送信者の氏名又は名称及び住所

三 当該特定電子メールの送信に用いた電子メールアドレス

四 次条の通知を受けるための当該送信者の電子メールアドレス

五 その他総務省令で定める事項

(拒否者に対する送信の禁止)

第四条 送信者は、その送信をした特定電子メールの受信をした者であつて、総務省令で定めるところにより特定電子メールの送信をしないよう求める旨(一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないよう求める場合)にあっては、その旨を当該送信者に対して通知したものに對し、これに反して、特定電子メールの送信をしてはならない。

(架空電子メールアドレスによる送信の禁止)

第五条 送信者は、自己又は他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として電子メールの送信をするときは、電子メールアドレスとして利用することが可能な符号を作成する機能をも有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいふ、総務省令で定める方法

により当該符号を作成するものに限る。)を用いて作成した架空電子メールアドレス(符号であつてこれを電子メールアドレスとして利用する者がないものをいう。第十条及び第十六条第一項において同じ。)をその受信をする者の電子メールアドレスとしてしてはならない。

(措置命令)

第六条 総務大臣は、送信者が一時に多数の者に對してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき前三条の規定を遵守していないと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者に対し、当該規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(総務大臣に対する申出)

第七条 特定電子メールの受信をした者は、第三条又は第四条の規定に違反して当該特定電子メールの送信がされたとき、総務大臣に對し、適当な措置をとるべきことを申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(苦情等の処理)

第八条 特定電子メールの送信者は、その特定電子メールの送信についての苦情、問合せ等については、誠意をもって、これを処理しなければならない。

(電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等)

第九条 電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ)は、その役務の利用者に対し、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めな

なければならない。

2 電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者は、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の開発又は導入に努めなければならない。

(電気通信役務の提供の拒否)

第十条 第一種電気通信事業者(電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者をいう。)は、一時に多数の架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとして電子メールの送信がされた場合において、自己の電気通信設備(同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。)の機能に著しい障害を生ずることにより電子メールの利用者に対する電気通信役務(同法第三条に規定する電気通信役務をいう。以下この条において同じ。)の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該架空電子メールアドレスに係る電子メールの送信をした者に対し、その送信をした電子メールにつき、電気通信役務の提供を拒むことができる。

(電気通信事業者の団体に対する指導及び助言)

第十一条 総務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その会員である電気通信事業者に對して情報の提供その他の特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

(研究開発等の状況の公表)

第十二条 総務大臣は、毎年少なくとも一回、特定電子メールによる電子メールの送受信上の支障の防止に資する技術の研究開発及び電子メールに係る役務を提供する電気通信事業者によるその導入の状況を公表するものとする。

(指定法人)

第十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立され

た法人であつて、次項に規定する業務(以下「特定電子メール送信適正化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、特定電子メール送信適正化業務を行う者(以下「指定法人」という。)として指定することができる。

2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第七条第一項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 総務大臣から求められた場合において、第七条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 特定電子メールに関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(改善命令)

第十四条 総務大臣は、指定法人の特定電子メール送信適正化業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に對し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第十五条 総務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール若しくは架空電子メールアドレスをその受信をする者の電子メールアドレスとする電子メールの送信者に對し、これらの送信に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 総務大臣は、特定電子メール送信適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に對し、特定電子メール送信適正化業務若しくは資産の状況に關し必要な報告

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)
第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間が十二年に満たない場合における新共済法第六十一条第二項及び第六十二条第二項の規定の適用については、新共済法第六十一条第二項中「十二年間」とあるのは、「平成十四年四月以後の期間に限る。」と、「十二で除して」とあるのは、「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間の月数で除して得た額に十二を乗じて」と、新共済法第六十二条第二項中「当該在職期間」とあるのは、「平成十四年四月以後の地方議会議員であつた期間」とする。

第四条 施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に対する新共済法第六十一条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「百五十分の四十」とあるのは、「百五十分の四十五」と、「百五十分の〇・八」とあるのは、「百五十分の〇・九」と、同条第四項中「百分の一・二」とあるのは、「百分の一・二八」とする。

2 施行日前に地方議会議員であつた期間(施行日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎となつた期間を除く。)を有する者に対する新共済法第六十一条の三第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十六」とあるのは「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十四」とあるのは「百分の七十二」と、同項第三号中「百分の七十二」とあるのは「百分の八十一」とする。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第六十一条の二第一項に規定する者が施行日前の同項に規定する重複期間(以下この条において「重複期間」という。)を有するときは、その者に係る退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、新共済法第六十一条第二項の規定により算定した退職年金の年額(以下この条において「退職年金基本年額」とい

う。)から、次の各号に掲げる金額の合算額を控除した金額とする。

一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の二十五に相当する金額

二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額の百分の四十に相当する金額

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組合法」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第四条

第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法」に、「百五十分の五十」を「百五十分の四十五」に改め、同項の表中「百五十分の三十三」を「百五十分の三十」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十七」に、「百五十分の四十五」を「百五十分の四十一」に改める。
(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付の水準の適正化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号 総務委員会議録第十一号 平成十四年四月九日

平成十四年四月十六日印刷

平成十四年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B